

平24福情答申第4号

平成24年9月25日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(住宅都市局建築指導部監察指導課)

福岡市情報公開審査会  
会長 川 副 正 敏  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成24年2月22日付け住監第429号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「特定建築物について、土地の用途地域で定められている建ぺい率に違反しているかどうか及び違法建築物である場合の行政指導の内容」の非公開(存否応答拒否)の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定建築物について、土地の用途地域で定められている建ぺい率に違反しているかどうか及び違法建築物である場合の行政指導の内容」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については妥当である。

**第2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成24年2月6日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成24年1月26日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成24年2月6日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、条例第11条第2項の規定により非公開とする本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成23年2月13日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

本件決定は、条例第7条第1号ただし書のイの内容（人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要である情報は、非公開とする情報から除外すること）を完璧に無視した極めて一方的な違法決

定である。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、平成24年3月22日付け弁明意見書及び同年6月6日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例第10条第1項に基づき行ったものであり、適法かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

違反建築物処理関係書類（以下「関係書類」という。）は、実施機関で取り扱っている公文書で、建築基準法（以下「法」という。）に適合しない建築物等（以下「違反建築物」）に係る一連の処理を綴ったものである。

### (3) 違反建築物に対する指導及び公開の考え方

違反建築物の取り締まりにあたっては、市民や関係機関からの通報や情報提供及びパトロール等により対象建築物等を把握し、現場調査等により違反の有無やその内容の確認を行っている。また、違反建築物の指導にあたっては、違反の内容や程度、周辺の状況、経過年数等を総合的に判断し、対応している。そして、関係書類の公開については、悪質で社会的影響が大きいものや外部からの視認で判定できる明確な違反などを除き、以下の理由で原則非公開としている。

ア 関係書類は、個人の違反に関する情報であって、特定個人を識別することができるものである。しかも、個人の違反に関する情報は、個人情報のうちで最も知られたいくなくものに属し、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 違反者は、非公開であることを前提に、実施機関が行政指導を行ううえ

で必要となるさまざまな情報を示すが、公開されることが前提となれば、実施機関から情報が明らかになることを恐れ、十分な情報が示されないこととなり、結果として適切な指導を行うことができなくなるおそれがある。

ウ 行政指導の内容を公開すると、実施機関の違反者に対する調査・是正指示・指導等の経過及び内容が詳細に分かり、その傾向を把握できることになるため、他の建築物の違反の助長を引き起こす等、他の違反建築物の是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。

#### (4) 本件決定について

建築物を特定しての違反の有無及び指導経緯の内容の公文書公開請求に際しては、当該請求している文書の存否を明らかにすることによって、特定の建築物が法に違反している事実の有無が明らかとなる。このことは条例第7条第1号で非公開情報として保護される利益が害されることになる。よって、条例第10条第1項の規定により、存否そのものの回答を拒否したものである。

なお、異議申立人は、条例第7条第1号ただし書のイの内容を無視した決定と主張しているが、当該規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、財産等の利益とこれを公にしないことによる個人の権利利益を比較考慮し、前者の利益が後者のそれを上回るときには、これを公開しなければならないものと理解している。

## 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。この規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報につい

ての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。そのため、以下においては、本件で請求されている公文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検証することとする。

## 2 本件で請求された公文書と一般的な違反建築物の指導の状況について

### (1) 違反建築物処理関係書類について

本件で公開請求されているものは特定建築物の違反状況及び実施機関が行った行政指導の内容が記録されている公文書である。

実施機関の説明によれば、本件対象文書に相当するものとしては、通常、建築基準法に違反する建築物に関する処理経過等の一連の書類であり、違反建築物処理関係書類として編綴されている。

したがって、本件存否応答拒否の検証においては、実施機関が保有する違反建築物処理関係書類に特定の建物等に係る部分が綴られているかどうかを明らかにした場合、これにより非公開とすべき事実が明らかになるものか否かを検討する必要がある。

### (2) 建築行政のあり方について

建築基準法（昭和25年法律第201号）は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている（第1条）。そして、同法に違反する建築物等に対する措置については、同法第9条第1項において、「違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。」とし、これらの命令を発出した場合には、同条第13項において、「標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。」と定めている。その一方で、同法は、違反建築物に対するものとしては、前記の命令による場合を除いて公示を行う旨の規定を置いていない。

また、建築基準法第9条第1項の規定に基づく是正命令は、特定行政庁である実施機関によって、建築基準法が規定する行政目的の達成のために行使されるものであり、当該権限が付与された趣旨・目的に照らし、当該権限を行使し

ないことが著しく不合理であり、裁量権の濫用・逸脱があると認められるような特段の事情がある場合は別として、その判断は特定行政庁の裁量に委ねられていると解されている。

### 3 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のイは、個人に関する情報であっても「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は例外的に公開することを規定している。

#### (2) 本件対象文書の存否の情報について

ア 一般に、違反建築物処理関係書類に綴られている記録は、建物等が現に違反しているか若しくは違反している可能性が高いという前提の下で実施機関が調査・指導等を行ったことを示すものである。仮に違反建築物処理関係書類に記録があるとすれば、記録の存在、すなわち、対象文書の存在という事実そのものから、当該建物等に何らかの違反があったということは容易に推察される。したがって、本件対象文書の存否の情報は建築基準法違反の有無に結びつくから、その存否の情報自体が条例第7条第1号に該当するものということができる。

イ そのうえで、仮に建築基準法違反の事実がある場合に、第1号ただし書のイに該当するものとして公開すべき情報かどうかを検討すると、まず、前記2の(2)のとおり、建築基準法の目的は「国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」にあり、これは、第1号ただし書のイの趣旨と通じるところがある。加えて、建築基準法においては、そ

の具体的実現のために、当該権限を行使すべきかどうかの判断は、一義的に明白な義務がある場合を除いては、実施機関の裁量に委ねられていることが認められる。

ウ また、建築基準法は、同法等で定める基準に違反していることをもって一律に是正を強制するわけではなく、違反の程度等に応じて段階的に措置がとられる仕組みとなっていることが認められる。

エ さらに、建築基準法は、是正命令等の措置以外の場合においては、公示を認める規定を置いておらず、違反建築物等について一律に公示することは予定していない。

オ そうすると、建築基準法において是正命令の適用がなく公示されていないにもかかわらず、第1号ただし書のイ該当性を認めて公開した場合には、その公開は、同法の規定によることなく、同法に基づく公示の措置と同等の効果をもつこととなるのであるから、すでに述べたように、是正命令等が発せられた場合のみ公示の措置をとることとしている同法の趣旨を逸脱する結果となるといわざるを得ない。

カ そうであれば、建築基準法違反の有無との関係で、第1号ただし書のイが適用されるのは、第一義的には、同法に基づく是正命令等が発せられているか、あるいは公示が行われているとの事実が確認できる場合であって、そのような事実がないときは、建築基準法の前記目的を考慮してもなお、当該個人情報情報の存否の応答ないし公開をすることによって、条例の上記条項の定める人の生命等の具体的法益を保護する必要があると判断されるような場合に限られると解するのが相当である。

(3) したがって、違反建築物処理関係書類に綴られている特定建築物等に関する情報は、その存否を明らかにすることで、その建築物に違反があるか否かが明らかになり、その存否自体が非公開情報に該当するものと認められる。そして、

本件建築物については是正命令等の発出ないし公示の事実がなく、人の生命等を保護するために必要かどうかを判断すべきその余の事情も確認できない以上、実施機関が、条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は妥当である。

なお、実施機関はさらに条例第7条第5号（行政運営情報）該当性についても追加的に主張しているが、既に述べたとおり、本件対象文書の存否について第1号該当性が認められるから、同条第5号該当性について判断するまでもない。

また、存否応答拒否に係る違反建築物処理関係書類の情報が法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人に関する情報（条例第7条第2号）に属するものである場合もあり得るところである。しかしながら、その場合でも、前記と同様、これを公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため必要（同号ただし書）かどうかという判断に帰着し、これは(2)で述べたことと同様であるから、結論を異にするものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年2月22日	実施機関が審査会に諮問
平成24年3月22日	実施機関が弁明意見書を提出
平成24年6月6日	実施機関より意見聴取
平成24年7月4日	審議
平成24年8月8日	審議

## 第6 答申に関与した委員

川副正敏，多田利隆，馬場明子，福山道義